

令和 5 年度運営指導における主な指摘事項 (居宅介護支援)

1 運営指導について

運営指導は、介護保険法第 23 条に基づき、「施設等の適正な運営」、「介護給付等対象サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」などを踏まえ、介護サービス事業者等の育成・支援等を目的として実施するものです。

令和 5 年度の運営指導にて指摘の多かった事項や特に注意していただきたい事項をまとめましたので、ご確認のうえ、適切なサービスの実施に努めてください。

2 令和 5 年度の運営指導の概要

年度	サービス種別	運営指導実施件数
令和 5 年度	地域密着型通所介護	10
	認知症対応型通所介護	1
	認知症対応型共同生活介護	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
	居宅介護支援	6
計		19

3 本書の読み方

(1) <減算対象>は、抵触した場合に報酬減算の対象となる項目に表記しています。

<ここで使用する根拠法令の正式名称（居宅介護支援）>

「法」：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

「施行規則」：介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

「市条例」：立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
(平成 30 年 3 月 27 日条例第 18 号)

「老企 22 号」：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号)

「老企 36 号」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)

「告示」：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）

1 運営に関する基準

項目	No.	指摘事項	指導内容【根拠法令】
内容及び 手続きの 説明及び 同意	1	重要事項説明書に秘密の保持が記載されていませんでした。	重要事項説明書に必要な項目は、運営規程の概要（営業日、営業時間、利用料等）、居宅介護支援専門員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等があります。勤務体制を記載する際の従業者の員数については、人員基準を満たす範囲で〇人以上と表記することも可能です。 【市条例第10条第1項、老企22号第2の3(2)】
指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	2	アセスメントが不十分（項目ごとの現在の状況の選択肢を選ぶのみ）であり、利用者の心身の状況や課題を把握できていない事例がありました。	居宅で生活するにあたりどのような状態であるか、課題分析標準項目（23項目）を用いたアセスメントを行い、自立した生活を支援するための課題分析を行ってください。 本人・家族の希望のみでサービスを位置付け、「アセスメント」と「位置付けたサービス」の整合性がない場合があります。サービスを位置付ける際の根拠となるよう、十分に課題分析を行い、記録する必要があります。 【市条例第20条第4号、老企22号第2の3(8)⑦】
	3	アセスメントの記録が課題分析標準項目を満たしておらず、利用者の日常生活全般の把握が不十分で、課題が把握できていない事例が認められました。	本人・家族の希望のみでサービスを位置付け、「アセスメント」と「位置付けたサービス」の整合性がない場合があります。サービスを位置付ける際の根拠となるよう、十分に課題分析を行い、記録する必要があります。 【市条例第20条第4号、老企22号第2の3(8)⑦】
	4	アセスメントの結果の記録から、解決すべき課題に対応するために位置付けられたサービスの組合せかどうか確認できない事例がありました。	アセスメントにより抽出した「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」に対し、それを解決するための具体策を専門的見地から考察し、介護保険外のサービスを含めた最適なサービスの組合せを行ってください。 【市条例第20条第7号、老企22号第2の3(8)⑨】
	5	居宅サービス計画の原案の内容について、担当者へ照会等により意見を求めている記録がない事例がありました。	ケアプランを作成（変更）するときは、サービス担当者会議を招集し、やむを得ない理由により欠席する場合は、サービス担当者に照会等により意見を求め、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報等やケアプラン原案の内容を共有してください。 【市条例第20条第8号、老企22号第2の3(8)⑩】

	6	1月に1回、利用者の居宅を訪問しモニタリングを行った記録がない事例が認められました。	<p><u>モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録する必要があります。</u></p> <p>「特段の事情」とは、利用者が入院中である場合など、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合をいい、介護支援専門員による事情は含まれません。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。また、記録するのはモニタリングの「結果」であり、単に、「モニタリングを実施」した事実だけでは、記録として不足しています。</p> <p style="text-align: center;"><減算対象></p> <p><u>モニタリングの記録がなく、特段の事情が確認できない場合、モニタリングを実施していないものとして運営基準減算が適用されます。</u></p> <p>【市条例第20条第14号、老企22号第2の3(8)⑮】</p>
	7	医療サービス（訪問看護、通所リハビリ等）を位置付ける際に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めたり、作成した居宅サービス計画を主治医等に交付していることが確認できない事例がありました。	<p>居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を主治医等に交付してください。</p> <p>【市条例第20条第20号、老企22号第2の3(8)㉓】</p>
	8	福祉用具貸与を位置付ける際に、福祉用具の必要性又は継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証しているかどうか、記録がなく確認できない事例がありました。	<p>福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。</p> <p>また、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載してください。</p> <p>【市条例第20条第22号、老企22号第2の3(8)㉔】</p>
秘密保持	9	利用者及び家族の個人情報を用いているが、家族の同意を得ていない事例がありました。	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。</p> <p>【市条例第25条第3号、老企22号第2の3(19)③】</p>

届出の変更	10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号が変更（増員）されているが、その変更届が提出されていませんでした。	<p>管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等の資格が必要な職種の従業者の変更に係る変更届を市へ提出してください。</p> <p>また、指定に係る事業所の名称及び所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ提出してください。</p> <p>【法第82条第1項、施行規則第133条】</p>
-------	----	---	--

2 介護給付費の算定及び取扱い

項目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】
入院時情報連携加算	11	入院時情報連携加算（Ⅰ）については、利用者が病院に入院してから3日以内に、当該病院の職員に対して必要な情報を提供することとしているが、入院してから4日目に情報提供をしていた事例が認められました。	<p>入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定する場合は、下記2点を全て行ってください。</p> <p>① 利用者が入院した日（※R5年度までは「入院してから3日以内」）に医療機関の職員に対して必要な情報を提供すること。</p> <p>② 「情報提供を行った日時」、「場所（医療機関等へ出向いた場合）」、「内容」及び「提供手段」等について居宅サービス計画等に記録すること。</p> <p>【告示別表ホ、老企36号第3の16】</p>
退院・退所加算	12	退院・退所加算（Ⅱ）イの算定について、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回以上受けていることが支援経過記録から確認できなかった。	<p>退院・退所加算（Ⅱ）イを算定する場合は、下記2点を全て行ってください。</p> <p>① 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けること。なお、情報提供を受けた日時等を支援経過等に記録すること。</p> <p>② 情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。</p> <p>【告示別表へ、老企36号第3の17】</p>

※介護予防支援については、令和5年度は運営指導を実施していません。